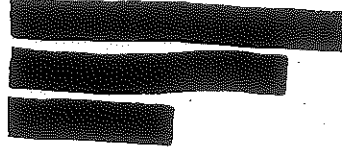


裁 決 書

審査請求人



処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人が平成 30 年 8 月 6 日に提起した処分庁による生活保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（生活保護開始決定処分取消請求事件（平成 30 年健康第 5 号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分のうち、平成 30 年 7 月分の住宅扶助費を不支給とした処分を取り消す。その余の審査請求を棄却する。

第 1 事案の概要

- 1 平成 30 年 5 月 31 日、審査請求人（以下「請求人」という。）が処分庁に対して生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護申請を行った。請求人は、請求人の姉（以下「姉」という。）が借りた賃貸マンションに居住しており、請求人名義での賃貸契約ではなかった。なお、姉が借主であることのほか、家賃は借主の口座からの引落しであること、入居者は請求人であることその他の契約関係については、請求人が処分庁に提出した平成 30 年 5 月 15 日付け賃貸借契約書で確認できる。
- 2 平成 30 年 6 月 28 日、処分庁は本件処分を行った。本件処分においては、7 月以降支給額として、生活扶助費 XXXXXXXXXX 円が決定されたが、住宅扶助費については、支給しないこととされた。
- 3 本件処分後の状況
 - (1) 平成 30 年 7 月 13 日、請求人は、処分庁に架電し、当該賃貸マンションの家賃の引落とし口座を、姉から請求人に変更した旨を報告した。
 - (2) 平成 30 年 8 月 20 日、請求人は、処分庁に、請求人宅の家賃の引落とし口座を姉から請求人に変更したことが記載された書類を提出した。これを受

けて、処分庁は、請求人宅の管理会社に確認したところ、請求人宅の家賃の引落とし口座は8月分家賃から変更されているとの回答を得た。

(3) 平成30年8月21日、処分庁は診断会議を行い、請求人宅の家賃の引落とし口座が姉から請求人に変更されていることが確認されたため、8月分家賃から住宅扶助費を支給することとした。

4 平成30年8月6日、請求人は、本件処分を受けたことに不服があるとして、香川県知事に対し、本件審査請求を行った。

5 審査庁は、平成30年8月23日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員2名を指名し、平成31年4月1日、人事異動に伴い、前記2名の審理員の指名を取り消し、後任の審理員2名を指名した。その後、審理員から、令和元年5月24日付けで、本件審査請求の一部を棄却するのが相当である旨の審理員意見書の提出を受けた。

6 令和元年5月31日、審査庁は、香川県行政不服審査会に対し、本件審査請求はその一部を棄却すべきであるとして諮問し、同審査会から、同年7月8日付けで、諮問に係る判断は妥当である旨の答申を受けた。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

(1) 請求人宅の5月分の日割り家賃と6月分家賃に関して、賃貸契約の初期費用を含み請求人の口座から管理会社に振り込んでいる。

(2) 7月分家賃に関しては、コンビニエンスストアで請求人が支払いをしたが、処分庁の担当者から住宅扶助は出ないと再三にわたり言われたため、領収書を捨ててしまい残していない。それに代わるものとして、請求人と姉の間で交わした同意書をもって、契約時以降からの全ての家賃を請求人が支払っていることを証明する。

(3) 請求人が全ての家賃を支払ってきたことは間違いないので、保護開始時まで遡って住宅扶助費を支給してもらいたい。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 被保護者の居住物件の賃借人名義が被保護者と異なっている場合、被保護者は名義人から援助を受けている、または、受けられる可能性があることから、原則として住宅扶助費を支給せず、まずは名義人から家賃援助を求めること、または、賃借名義人を被保護者に変更するよう指導している。ただし、名義人からの家賃援助を受けられない、または、名義変更ができない特段の事情等もあり得ることから、合理的かつ真にやむを得ない事情に限り、例外的に住宅扶助費を支給する場合もあるとしている。その際、被保護者が确实

に当該物件に居住していること、被保護者本人が確実に居住物件の家賃を負担していることの確認が必要であり、確認が出来次第、住宅扶助費を支給することとしている。

- (2) 被保護者の居住物件の賃借人名義が被保護者と異なっている場合の住宅扶助費の取扱いについて、近隣自治体4件及び県外の同規模自治体4件においても、住宅扶助費を「原則支給しない」7件、「まったく支給しない」1件との状況であり、また、「原則支給しない」としている自治体のうち6件が例外的に支給するための条件として、①名義は違うが確実に居住実態があること、②被保護者が確実に家賃を支払っている証明（被保護者名義の口座の引落とし履歴等）を求めることとしている。さらに、支給する場合であっても、名義変更の指導、賃貸借契約書の確認、第三者名義の居住物件で生活している理由の徴取、支払履歴の調査等、一定の指導及び調査等を行っている。
- (3) 請求人が居住している物件の家賃について、本来は当該物件の契約者である請求人の姉が支払うべきであり、現に、平成30年5月15日の賃貸借契約時から、居住物件の賃借人名義のみならず家賃引落とし口座についても姉名義となっており、5月分家賃も姉が支払っている。また生活保護開始後の6月分及び7月分家賃についても、引落とし口座が姉名義のままであるため、例外的に住宅扶助費を支給する条件が整っていない。なお、8月分家賃以降については、引落とし口座が請求人名義となっていることが確認できたことから、例外的に住宅扶助費の支給を行っているものである。

第3 理由

1 住宅扶助費の支給について

生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-4-(1)-アに、「保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」とある。

2 生活保護の基準及び程度の原則について

法第8条第1項に「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とあり、同条第2項に「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とある。

3 これらを踏まえ、本件審査請求について検討する。

(1) 生活保護の基準及び程度の原則について

局長通知第10-3には「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原

則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」とある。

したがって、本件処分において、請求人が要保護状態にあると判定された日とは、請求人の保護が開始された平成30年5月31日であり、平成30年5月30日以前については、請求人は要保護状態にはなかったことになる。

また、生活保護の基準及び程度の原則については、法第8条第1項では「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定められているが、ここでいう「要保護者の需要」とは、通常、要保護状態にあると判定された日以降の需要と解するのが相当であり、本件処分に関しては、生活保護が開始された平成30年5月31日以降の需要であるといえる。

この点に関し、請求人は、平成30年10月5日付け反論書において、5月分日割家賃、6月分家賃等の合計額である■■■■円（以下「5月・6月分家賃等」という。）を請求人の口座から管理会社に振り込んでいることを証する銀行作成の取引履歴明細表（預為）を提出しているが、それによると取引日は「平成30年5月21日」と表示されている。

すなわち、平成30年5月30日以前において請求人は要保護状態にあるとは認められず、同日前の平成30年5月21日に請求人が行った当該家賃の支払いは法第8条第1項でいう「要保護者の需要」にはなり得ないため、これら5月・6月分家賃等は、住宅扶助費の支給対象にはならないこととなる。

したがって、5月・6月分家賃等に係る住宅扶助費を支給しないこととした処分は、妥当であると判断できる。

(2) 住宅扶助費の支給に係る事実認定について

処分庁は、平成30年10月1日付け弁明書の3(2)において、平成30年6月19日時点の処分庁の判断として「住宅扶助について、賃貸借契約が審査請求人名義でないこと及び審査請求人が家賃を支払っていないことから、現時点では支給しないこととした。」と述べている。

併せて、同弁明書の「6 本件審査請求に対する反論」の(3)においては、処分庁は、次のとおり述べ、本件処分が客観的な事実に基づいて決定したものであり、この決定に何ら不当な点はなく、また、裁量権の逸脱もないと主張している。

『(3) 審査請求人が居住している物件の家賃について、本来は当該物件の契約者である審査請求人の姉が家賃を支払うべきものであり、現に、平成30年5月15日の賃貸借契約時から、居住物件の賃借人名義のみならず家賃引落とし口座についても姉名義となっており、5月分家賃も姉が支払っている。生活保護開始後の6月分及び7月分家賃についても、引落とし口座が審査請求人の姉名義の口座のままであるため、

例外的に住宅扶助費を支給する条件が整っていない。なお、8月分家賃以降については、引落し口座が審査請求人名義となっていることが確認できたことから、例外的に支給を行っている。以上のおり、本件処分は客観的な事実に基づいて決定したものであり、この決定に何ら不当な点はなく、また、裁量権の逸脱もない。』

しかし、上記のおり、請求人が提出した平成30年10月5日付け反論書に付された銀行作成の取引履歴明細表（預為）では、平成30年5月21日に請求人の口座から管理会社に5月・6月分家賃等が振り込まれていることを客観的な事実として確認することができるのであり、上記弁明書における「5月分家賃も姉が支払っている」との処分庁の主張には理由がないと判断できる。

もとより請求人による当該反論書の提出は、本件処分の後の、平成30年10月5日付けではあるが、かかる家賃等の支払に関する事実関係を処分庁が認識できていなかったことを踏まえれば、本件処分を行うに当たって、家賃の実質的な支払者についての事実認定に係る処分庁による調査が適切に行われたとは認められない。

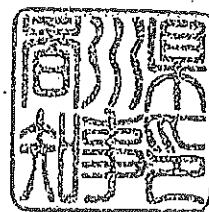
- (3) 以上のことから、本件処分のうち、平成30年7月分の住宅扶助費を不支給とした部分については、当該処分の理由となる事実認定が適切に行われていないことから、不当な処分と認められる。

第4 結論

以上のおり、本件審査請求のうち、平成30年7月分の住宅扶助費を不支給とした処分については理由があると認められるので行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、その余の処分に係る審査請求については理由がないと認められるので同法第45条第2項の規定により、主文のおり裁決する。

令和元年7月11日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした高松市を被告として（訴訟において高松市を代表する者は高松市長となります。）処分の取消しの訴えを、あるいは香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分及び裁決の取消しの訴えをすることができなくなります。）。